

令和8年度経営所得安定対策等の概要

交付申請書の提出は、**令和8年6月30日(火) まで**



- ⚠️ 本パンフレットは**令和8年1月時点**で予定されている概要をお示したものです。記載内容は予算成立までに**変更となる可能性があります**ので、あらかじめご了承ください。
- ⚠️ 詳細は、お近くの地域農業再生協議会、又は近畿農政局各府県拠点までお問い合わせください。

第1章 経営所得安定対策等(水活・ゲタ・ナラシ)共通

第1 当交付金は申請主義です

- 1 申請主義とは、ルールにのっとって申請しない限り、権利を得ることができない制度等をいいます。原則、過去に遡って利益を得ることができないため、申請が遅れてしまうと本来得られるはずの利益を得ることが出来ません。
- 2 権利がある場合に、その権利を行使するかしないかは本人の自由です。
- 3 経営所得安定対策等の交付金を受け取りたい方は、経営所得安定対策等実施要綱等に基づき、交付対象者であることを確認した上で**ご自身の責任において申請を行ってください**。

第2 基本的な要件

- 1 交付申請に関する**誓約事項**(本パンフレット13ページ)を**遵守**してください。
(ポイント) 必要書類を期限内に提出してください。出荷・販売契約書や販売伝票等の原本を、令和8年度の水活・ゲタは13年度まで、8年産ナラシは14年度まで保管してください。虚偽の申請・営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていない・適切な生産が行われていない・各種交付要件を満たしていない・必要書類を保管していない・必要書類を提出しない・立入調査に応じない、などの場合には交付金が交付されません。
- 2 **地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産**してください。

第3 過払い・不足払いの発生抑制について

- 1 様々な事情により、本来交付すべき交付額と異なる額を交付した場合、その是正のために申請者の皆様に交付金を追加交付したり、払いすぎた額を返納していただくことがあります。
正しくない交付額を交付することは本来あってはならないものであり、該当する申請者様へご迷惑をおかけすることはもちろんのこと、場合により他の申請者の皆様への交付時期がずれ込むなどの影響もあることから、近畿農政局・各府県拠点をはじめ、地域農業再生協議会においても発生削減に向けて努力を重ねているところです。
- 2 正しくない交付額を交付してしまう原因は様々ですが、一部には、営農計画から実際の作付けを変更したことが地域農業再生協議会や近畿農政局各府県拠点に伝わっていなかった、というものがあります。申請者の皆様にも様々なご事情があるかと存じますが、**当初提出いただいた営農計画から作付作物や作付面積を変更した際には、ご面倒でも速やかにご連絡ください**。
- 3 本パンフレットには、これ以外にもご注意いただきたい基本的な要件等を改めて記載していますので、ご一読ください。正確かつ速やかな交付金の交付手続きの実現に向け、申請者の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

第4 ご留意いただきたい事項

- 1 提出した営農計画書・水稻共済細目書等から、実際に作付ける**作物・場所・面積等を変更した場合、作付けをとりやめた場合、書き間違いなども、速やかに地域農業再生協議会や近畿農政局各府県拠点へご一報ください**。
- 2 複数年の取り組み等を交付要件にしている事業に取り組みされる場合は、**交付申請をされる前に事業の性質をよくご理解いただき、必要な年数の間、取り組みを継続できるかご検討ください**。やむを得ず作付けの中止や面積の減少等が必要となった際はできるだけ早めにお知らせください。
- 3 交付申請書等を提出した後、相続や経営移譲、合併、法人化などの事由により申請者・申請内容に変更が生じた場合、交付金の円滑な交付を受けるためには、速やかに、相続及び農業経営の承継等に関する手続きを行う必要があります。詳しくは最寄りの地域農業再生協議会又は近畿農政局各府県拠点へお問い合わせください。
- 4 農業経営を移譲し、農業者年金の経営移譲年金又は特例付加年金を受給している(受給することとなった)方は、原則、経営所得安定対策等交付金の申請はできません。経営移譲の予定がありましたら、地域農業再生協議会や近畿農政局各府県拠点へご相談ください。また、農業者年金に関することは、J A、市町村農業委員会にお問い合わせください。

第2章 水田活用直接支払交付金(水活)

⚠ 出荷・販売等実績報告書兼誓約書で、販売伝票の写し等を「来年の6月30日までに提出する」と誓約された場合、6月を待たず、伝票等ができ次第速やかに協議会等へ提出してください。

⚠ 誓約いただいたにもかかわらず、販売しなかった、収穫できなかった、そもそも作付けしていないなどの状況が翌年度になってから判明する事案が見受けられます。販売できないことが分かった時点で速やかにご連絡ください。

第1 基本的な要件

- 1 交付対象となる農地は、水を張る機能を有している「水田」です。
- 2 支援対象となる農業者は、地域で作成する水田収益力強化ビジョンに基づき、水田で食料自給率・自給力向上に資する麦、大豆、飼料作物等を販売目的で生産する販売農家・集落営農です。
- 3 加工用米や飼料用米等の新規需要米に取り組む場合は、あらかじめ需要者と販売契約等を締結したうえで、6月30日までに必要書類を添付した取組計画書（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5）を提出してください。

取組計画書の提出後の需給状況の動向等を踏まえて、取組計画の内容を変更したい場合には、実需者等の契約相手方の同意を前提に、8月20日までに最寄りの農政局等に提出してください。期限を過ぎて提出された場合は、交付金の対象となりませんので、提出期限は厳守してください。

なお、実需者との間で締結した、販売数量等を記載した「販売に関する契約書の写し」等は各自保管し、求めがあった場合には提出してください。

4 交付対象になる水田、ならない水田

交付対象水田は、前年度水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に該当した農地ですが、**次の農地は除きます。**

- (1) 現況において非農地に転換された土地又は転換されることが確実と見込まれる土地
- (2) 畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けを行うことが困難な農地（畦畔等のたん水設備や用水路等の用水供給設備を有しない農地、土地改良区内で水稻生産に要する用水を確保するための賦課金が支払われていない農地、補助金等により設置した処分制限期間内のガラスハウス等建物・構築物などの撤去が困難な園芸施設が設置されている農地）
- (3) 3年連続して作物の作付けがなく、その翌年度も作付けされないことが確実な農地（地域計画の目標地図で農業を担う者が位置付けられた農地や位置付けられることが確実な農地等を除く）
- (4) 令和8年度の水田活用の直接支払交付金においては、5年間連続して水稻の作付けがされていない農地であっても、次のいずれかの場合は水稻の作付けが行われたものとみなします。

ア たん水管理を1か月以上実施したことが確認できること

イ 令和7年度又は8年度において、連作障害を回避する取組（土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等）の施用、土壌に係る薬剤の散布、後作緑肥の作付け、病害虫抵抗性品種の作付け等その他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組）を実施したことが確認できること

- (5) 畑地化促進助成の畑地化支援に係る取組及び畑地化促進事業の畑地化支援に係る取組の対象農地 等

第2 水田活用の直接支払交付金

- 1 **戦略作物助成** 販売契約や加工用米等取組計画を前提に、年度内に収穫し出荷・販売するものが対象。

対象作物（R8年産基幹作）	交付単価	
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1	※1 多年生牧草は、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は1.0万円/10aで支援
WCS用稲	8.0万円/10a	※2 飼料用米の多収品種と米粉用米の場合、飼料用米の一般品種は、標準単価6.5万円/10a（収量に応じ5.5～7.5万円/10a）で支援
加工用米	2.0万円/10a	
飼料用米、米粉用米	収量に応じ5.5万円～10.5万円/10a※2	

- 2 **産地交付金** 国から配分する資金枠の範囲内で、府県や地域農業再生協議会毎に水田収益力強化ビジョンにおいて対象作物や単価等を設定。また、当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分。

取組内容	配分単価	
そば、なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け※3	2.0万円/10a	※3 基幹作のみ
新市場開拓用米の複数年契約※4	1.0万円/10a	※4 コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象で、3年以上の新規契約を対象に令和8年度に配分

第2 水田活用の直接支払交付金(つづき)

- 都道府県連携型助成 転換作物を生産する農業者を府県が独自に支援する場合、対象農業者ごとの前年度からの転換拡大面積（基幹作のみ）に応じ、府県の支援単価と同額（上限0.5万円/10a）を国が追加的に支援。
- 畑地化促進助成（令和7年度補正「畑地化促進事業」と併せて実施）水田を畑として利用し、畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、生産が安定するまでの5年間を継続的に支援するほか、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、農地利用の団地化等に向けた関係者間での調整や土地改良区の地区除外決済金等を支援。

支援内容	対象作物	R8年産単価
① 畑地化支援（水田を畑として利用し、畑作物の本作化を行う取組）	高収益作物	7.0万円/10a
	高収益作物以外の畑作物	7.0万円/10a
② 定着促進支援（①とセット）	高収益作物	2.0万円(3.0万円※ ⁵)/10a×5年間 又は 10.0万円(15.0万円※ ⁵)/10a(一括)
	高収益作物以外の畑作物	2.0万円/10a×5年間 又は 10.0万円/10a(一括)
③ 産地づくり体制構築等支援（地域農業再生協議会等を支援）	産地づくりに向けた体制構築支援	定額 1 協議会当たり上限300万円
	土地改良区決済金等支援	定額 上限25万円/10a
④ 子実用とうもろこし支援		1.0万円/10a

高収益作物：野菜、花き・花木、果樹（※5は加工・業務用野菜等の場合）

高収益作物以外の畑作物：麦、大豆、牧草等の飼料作物、子実用とうもろこし、そば、なたね、その他

第3 コメ新市場開拓等促進事業

産地・実需協働プランに参画し、実需者ニーズに対応するために低コスト生産等の技術導入を行って米粉用米・新市場開拓用米・加工用米・酒造好適米の生産性向上に取り組む場合に、その取組面積に応じて支援します。

※6 多収品種を作付けする場合は0.5万円/10a加算

対象作物（R8年産基幹作）	交付単価
米粉用米（品種は問わない）※ ⁶	9.0万円/10a
新市場開拓用米※ ⁶	4.0万円/10a
加工用米※ ⁶	3.0万円/10a
酒造好適米 取組年数に応じて	最大3.0万円/10a

第4 畑作物産地形成促進事業(令和7年度補正)

産地・実需協働プランに参画し、実需者ニーズに対応するために低コスト生産等の技術導入を行って麦・大豆・高収益作物・子実用とうもろこしの生産性向上に取り組む場合に、その取組面積に応じて支援します。

対象作物（R8年産基幹作）	交付単価
麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこし	4.0万円/10a

第5 交付対象とならない場合

1 水田活用直接支払交付金（水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業及び畑地化促進事業）は、地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産されることを前提に交付されるものです。このため、次に該当する場合は、交付対象となりません。

- ゲタ対策の面積払の対象作物（麦、大豆、そば、なたね）であって、面積払の交付対象とならない場合
- 新市場開拓用米及び加工用米にあつては、出荷数量が当初契約数量の8割に満たない場合
- 飼料用米及び米粉用米にあつては、標準単収値から150kg/10aを引いた値に満たない場合
- その他の作物は近隣のほ場の同一作物の生育状況等と比較して明らかに収量が低い場合
- 飼料作物及びWCS用稲の収穫量が基準単収の2分の1に満たない場合

2 交付後に対象とならないことが明らかになった場合は返還していただきます。

3 例外として、適切な生産がなされていた上で、農業者にとって不可抗力の要因によって収量が低くなっている場合（その要因がなければ低単収とならないと見込まれる場合）であつて、その要因等を記載した理由書と必要証拠書類が提出され、合理的な理由があると確認できる場合に限り交付対象となる場合があります。

書類がそろっていた場合であっても、適期の作業や必要な防除がなされていない場合や、ほ場条件の制約があるときであつてこれに対応した対策を講じても収量が相当程度低くならないことが明らかに困難なほ場での栽培と認められる場合なども交付対象となりません。

詳しくは地域農業再生協議会や近畿農政局各府県拠点へお問い合わせください。

第3章 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

- ⚠ ゲタ対策の面積払は、単に対象作物を作付けすれば交付されるものではありません。収穫量が著しく低い（地域の基準単収の半分に満たない）場合、基本的に面積払の対象になりません。
- ⚠ 理由書の提出が2年連続した場合は改善指導を行います。改善指導を受けた翌年産は、面積払を支払う対象になるかを収穫後に確認します。

第1 対策の概要

- 農業の担い手の経営の安定に関する法律に基づき、諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付し、もって国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とした制度です。
- 支援対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です。規模要件はありません。

第2 基本的な要件

- 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地がないこと
 - 経営改善計画等の認定期間であること（期限切れにより交付要件を満たさなくなることがあるため、忘れずに更新手続きと事前連絡をお願いします）
 - 地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産していること
 - 交付対象畑作物は、麦（秋期には種する小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、そば、なたね
 - は種前に農協等との出荷契約・実需者との販売契約を結び、交付年度に生産し、年度内に出荷・販売した数量（そばは農業者・農協等と需要者等との間で、は種前に需給に関する情報交換等が継続的に行われ、これを踏まえ計画的に需要に応じた生産がなされている場合を含む）
 - 農林水産省に登録された品質評価主体（登録検査機関）による農産物検査により、麦は2等以上、大豆は3等以上（特定加工用大豆は合格）、そばは2等以上の等級に格付けされたもの。なたねは食品衛生法に基づく食用油脂製造業の営業許可を受けた施設において製造される食用植物油脂の製造用に供されるもの
 - 種子用麦・大豆・そば・なたね、麦芽原料用麦（ビール用等）、黒大豆、その他の用途のなたねは対象外
- 上記5、6を証明できる資料を提出してください。なたねは品種名が確認できる種子購入伝票も必要です。
 - 販売伝票等が複数枚ある場合は、必ず「交付対象作物別出荷・販売等状況一覧表」（参考様式8）を作成し、販売伝票等と併せて提出してください。
 - 生産量がゼロの場合を除き、必ず数量払交付申請書と確認書類を提出してください。

参考様式8 交付対象作物別出荷・販売等状況一覧表(イメージ)

検査年月日又は出荷・販売年月日	種類	銘柄(品種名)	包装の種類	等級	数量(kg又は袋)

第3 数量払

- ゲタ対策の基本は、生産量と品質に応じて額が決まる数量払です。
- 交付申請期限は、麦・なたねは生産の翌年（令和9年）の3月5日まで、大豆・そばは4月30日までです。
- 交付単価が改定されました。インフレによる生産費の上昇に対し、販売価格は国際的な価格動向の影響を受けるほか、単収の向上の影響もあり、交付対象畑作物により改定幅は異なります。

品質区分(等級)		1等又は1等相当				2等又は2等相当			
ランク		A	B	C	D	A	B	C	D
小麦(円/60kg)	課税事業者向け単価	7,420	6,920	6,770	6,710	6,260	5,760	5,610	5,550
	パン・中華麺用品種	7,950	7,450	7,300	7,240	6,790	6,290	6,140	6,080
小麦(円/60kg)	課税事業者向け単価	5,120	4,620	4,470	4,410	3,960	3,460	3,310	3,250
	上記以外の品種	5,650	5,150	5,000	4,940	4,490	3,990	3,840	3,780
二条大麦(円/50kg)	課税事業者向け単価	5,050	4,630	4,510	4,460	4,190	3,770	3,640	3,590
	免税事業者向け単価	5,330	4,910	4,790	4,740	4,470	4,050	3,920	3,870
六条大麦(円/50kg)	課税事業者向け単価	6,060	5,640	5,510	5,460	5,030	4,610	4,490	4,440
	免税事業者向け単価	6,440	6,020	5,890	5,840	5,410	4,990	4,870	4,820
はだか麦(円/60kg)	課税事業者向け単価	9,300	8,800	8,650	8,560	7,730	7,230	7,080	7,000
	免税事業者向け単価	9,860	9,360	9,210	9,120	8,290	7,790	7,640	7,560

4 * 品質評価(A~Dランク)については、農林水産省に登録された品質評価主体による品質評価を受けたい、**「分析試験成績書」等を提出してください。**品質評価については品質評価主体登録機関にご相談ください。

品質区分（等級）		1等又は 1等相当	2等又は 2等相当	3等又は 3等相当	品質区分（等級）		合格又は 合格相当
普通大豆 (円/60kg)	課税事業者向け単価	11,410	10,720	10,040	特定加工用大豆 (円/60kg)	課税事業者向け単価	9,360
	免税事業者向け単価	11,910	11,220	10,540		免税事業者向け単価	9,860
品質区分（等級）		1等又は 1等相当	2等又は 2等相当	品質区分（品種）		キザキノタネ,キラリボ シ,ナナシキブ,きらきら銀 河,ペノカのしずく	その他の 品種
そば (円/45kg)	課税事業者向け単価	16,450	14,340	なたね(円 /60kg)	課税事業者向け単価	6,420	5,680
	免税事業者向け単価	17,280	15,170		免税事業者向け単価	6,850	6,110

第4 面積払

- 1 先払いとして、数量払の対象となる麦、大豆、そば、なたねの当年産作付面積に応じて面積払を交付します。
- 2 交付単価は、20,000円/10a（そば：13,000円/10a）です。

第5 免税事業者向け単価とは

1 基本ルール

- (1) **消費税の免税事業者**であることが確認できる場合、免税事業者向け単価が適用されます。2年前（2期前）の収入・売上が1千万円以下であることが分かる下記2の書類を交付申請書（様式第1号）に添付してください。
- (2) 課税事業者等が免税事業者向け単価で申請していることが判明した場合、**本交付金は全額不交付・返還となります。**
- (3) **インボイス制度適格請求書発行事業者は課税事業者ですので、収入・売上ににかかわらず課税事業者向け単価が適用されます。集落営農組織は組織として確定申告していないため、収入・売上ににかかわらず課税事業者向け単価が適用されます。**

2 確認に必要な書類（全て写し。税務署の受付印は不要）

- (1) 個人：2年前の確定申告書（令和8年産ゲタの申請の場合、令和6年分。以下同じ）
 - (2) 個人で営農開始2年以内：個人事業の開業・廃業等届出書等
 - (3) 法人：2期前の各事業年度の所得に係る確定申告書（別表第1）等（法人は人格なき社団を含む。以下同じ）
 - (4) 法人で設立初年度：法人設立届出書等
 - (5) 法人で設立2期目：法人設立届出書等及び前期の各事業年度の所得に係る確定申告書（別表第1）等
- * 交付金が含まれているために収入・売上が1千万を超えている場合は、青色申告決算書又は白色申告収支内訳書の農業所得用等を追加

第6 地域の基準単収を大きく下回る場合

- 1 単収が地域の**基準単収を大きく下回る可能性が高い場合**、先払いではなく、数量払交付申請書の提出があった後、理由書とその証拠書類により、**自然災害等その他合理的な理由に該当すると確認したうえで、面積払を交付します。**
- 2 単収が地域の**基準単収の2分の1未満の場合**、面積払は交付されません。交付済みの面積払は返還となります。
- 3 適切な栽培の実施に向け、**基準単収の2分の1未満となった場合には必ず理由書を提出していただきます。**交付申請書（様式第1号）での面積払の辞退欄はなくなりました。
- 4 生産方法が標準的栽培方法に即していたことと、単収減少が自然災害等の真に不可抗力な要因によるものであることを客観的に説明できる**証拠書類（減収要因を客観的に裏付ける、農業再生協議会長、市町村長及び農業共済組合長名のいずれかによる証明書類等を基本とします）及び理由書**の提出があった場合は、地方農政局等は低単収となった要因が自然災害等の真に不可抗力なものによる減収なのか、**もともと生産性の悪いほ場での生産による減収ではないか、適切な生産が行われていない、いわゆる「捨てづくり」による減収ではないか等**、理由書等の内容を確認の上総合的に判断し、面積払の交付金の全額返還、一部返還又は交付の可否を決定します。
- 5 **判断に必要な証拠書類がそろわない場合も、面積払の交付対象にはなりません。**したがって、減収となった場合に面積払を必要とする場合は、普段から適切な生産を行っていたことが分かる証拠書類（作業日誌、種子や肥料の購入伝票、場所と撮影年月日のある生育状況が明確にわかるほ場の写真等）を準備しておくことが必要です。
- 6 排水条件が良くない農地における対象畑作物については、まずは排水対策等の技術的な改善を行っていただくことが重要です。しかしながら、改善策を講じたものの複数年にわたり単収が向上しない場合は、当該農地に合った作物を選択していただき、それでもなお地域の基準単収と同程度の単収を得ることが明らかに困難な場合、当該農地については、面積払の交付対象から除外します。
- 7 理由書の提出が**2年連続した場合は改善指導**を行います。改善指導の翌年産は、数量払の交付申請書提出後に、**面積払の対象となることが確認できた場合に面積払を交付します。**

第4章 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

第1 対策の概要

- 1 農業の担い手の経営の安定に関する法律に基づき、国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とした制度です。農業者からの拠出を伴う経営のセーフティネットであり、米及び畑作物の価格が下落した際等の農業収入全体の減少による影響を緩和するために交付金を交付します。
- 2 支援対象となる農業者は、**認定農業者、集落営農、認定新規就農者**です。規模要件はありません。

第2 基本的な要件等

- 1 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地がないこと
- 2 経営改善計画等の認定期間であること（期限切れにより交付要件を満たさなくなることがあるため、忘れずに更新手続きと事前連絡をお願いします）
- 3 対象作物は、米穀、麦（秋期には種する小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆
- 4 「収入保険とナラシ対策」又は「収入保険と農業共済」の組み合わせでの加入はできません
- 5 補てんの財源は加入者と国が1対3の割合で負担するため、加入者は積立金の拠出が必要です。補てん後の積立金の残額は翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てにはなりません

第3 令和8年産の加入から補てん金支払いまでの流れ

- 1 加入申請（積立申出） 令和8年4月1日～6月30日（詳しくは第4で説明）
- 2 積立金の納付 令和8年8月31日（月）まで【厳守】
- 3 補てん金の交付申請 令和9年4月1日～4月30日（詳しくは第5で説明）
- 4 補てん金の算定・支払 令和9年5月下旬～6月頃（算定の結果、支払額がゼロ円の場合もあります）

第4 加入申請(積立申出)

- 1 経営所得安定対策等交付金交付申請書（様式第1号）の裏面に生産予定面積を記載して提出してください。
(1) 生産予定面積は、当年産において生産を予定する全ての対象作物について、種類（米穀、秋期には種する小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆）ごとに記載
(2) 米穀の生産予定面積は、主食用として確実に出荷・販売を計画している分の面積のみを計上。「主食用米・新規需要米・加工用米等」の生産配分を決めていない分の面積は含めない
(3) 集落営農の構成員にナラシ対策の対象作物について農業経営収入保険事業（収入保険）に加入している者がいる場合は、当該構成員に係る面積を除く
- 2 米穀を生産予定の方は、米穀の出荷・販売契約数量等報告書（様式第10-11号）を併せて提出してください。契約数量が0や空欄の場合や計画数量が全く記載されていない場合は、原則交付対象外となります。

(様式第10-11号記載例)

1はJA等の集出荷業者へ契約販売する米穀

- ① 出荷・販売契約を締結した集出荷業者名
- ② 契約数量を記入、契約書の写しを添付
- ③ 契約数量がない場合に✓

* 契約締結後に、豊作等により契約者間で数量の上乗せ更新を行い、当該数量を書面により確認できる場合は、更新後の数量が上限（当面の取扱い）

2は実需者等へ直接販売する米穀

- ④ 販売先に該当する番号を記入（④その他の場合は括弧で仕向け先を記入）
- ⑤ 翌年3月末までの販売予定数量
- ⑥ 前年産の生産翌年3月末までの販売実績数量
- ⑦ 販売計画数量がない場合に✓

* 実需と結びついているため、6月30日時点の計画数量の水準にかかわらず、実際の販売数量が補てん対象の上限（当面の取扱い）

様式第10-11号 (イメージ)

ナラシ交付金の積立て申出に係る米穀の出荷・販売契約数量等報告書

収入減少影響緩和交付金の積立て申出に当たり、6月末時点の米穀の契約数量及び計画数量を下記のとおり報告します。

1 農協又は主食集荷組合傘下業者へ販売又は販売委託する米穀の契約数量

地域等区分	契約数量なしの場合はチェック <input type="checkbox"/> ③	
	出荷・販売先名	当年産の契約数量
〇〇	〇〇農協 ①	〇〇kg ②
△△	△△農協	△△kg

2 1以外の者に直接販売する米穀の販売計画数量

地域等区分	販売計画数量なしの場合はチェック <input type="checkbox"/> ⑦		
	販売先 下記から選択してください ①卸・小売、②中食・外食、③消費者、④その他	当年産の 販売計画数量	(参考) 前年産の 販売実績数量
〇〇	①	〇〇〇kg	〇〇kg
	④(XXX) ④	⑤ ◇◇◇kg	⑥ ◇◇kg
	合計	☆☆☆kg	☆☆kg

3 合計(1+2)

地域等区分	当年産の契約数量及び販売計画数量
〇〇	☆☆☆kg
△△	△△kg

第5 補てん金の交付申請

1 補てん対象となるもの（生産実績数量）

(1) 米穀は、次の①及び②を満たすもの（②はア～ウのいずれか）

- ① **JA等の集出荷業者**と、生産年の6月30日までに出荷契約又は販売契約を結び、生産翌年の3月31日までに主食用として出荷・販売したもの。又は、**実需者等直接販売する米穀**は、生産年の6月30日までに販売計画を作成し、生産翌年の3月31日までに主食用として販売の対象としたもの。数量ゼロの契約・計画は交付対象外。
- ② **ア** 農産物検査法第3条に規定する玄米に係る品位等検査を生産年の3月31日までに受け、3等以上の等級に格付けされたもの
 - イ** 共同乾燥施設等で調整した場合は、農産物検査員により3等以上の等級に相当すると認められたもの
 - ウ** 販売伝票等に次が明記されているもの。主食用であること、1.70mm以上の篩目幅で調整したこと、水分含有率が醸造用玄米は15.0%、醸造用玄米以外は16.0%以下であること、産年、産地情報、兵庫県にあっては品種名。

(2) 麦、大豆等は、ゲタ対策（数量払）の交付対象数量となったもの

2 交付申請に必要な書類等

(1) 収入減少影響緩和交付金の交付申請書（様式第10-1号）

(2) **令和7年産以降、米穀の直接販売を行う申請者**にあって、**販売伝票等が複数枚ある場合は「直接販売した米穀の出荷・販売等状況一覧表」（参考様式9）を作成の上、販売伝票等の確認書類と併せて提出**

(参考様式9) 直接販売した米穀の出荷・販売等状況一覧表(イメージ)

1 玄米の販売対象数量 ※4月1日以降に販売予定のものは契約年月日を記入

販売の相手先	銘柄名	販売年月日※	個数	販売対象数量(kg)
〇〇商店	令和7年産〇県産コシヒカリ玄米60kg詰め	〇年〇月〇日	5	300
小計(①)				300

2 精米の販売対象数量

販売の相手先	銘柄名	販売年月日※	個数	販売対象数量(kg)
□□ □□	令和7年産〇県産コシヒカリ精米5kg詰め	〇年□月□日	1	5
△△△屋	令和7年産〇県産コシヒカリ精米5kg詰め	〇年△月△日	15	225
小計				230
玄米換算数量の小計(小計×110/100)(②)				253
合計(①+②)1kg未満切り捨て				553

(記載注意)

- 1 交付前年度末までに販売したもの又は販売契約を締結して販売の対象としたものの玄米又は精米の数量を、販売の相手先ごと、銘柄ごとに分けて全て記入
- 2 添付書類はこれまでと同様、販売の相手先ごとの販売契約書、販売伝票等（当年産の銘柄ごとの販売（予定）年月日、販売対象数量が確認できる書類）の写しを添付。インターネット等による注文販売の場合は、販売の相手先ごとの注文書の写し、注文者への送り状（代金請求書）、受領書等注文を受けて販売の対象としたことの事実が確認できる書類の写しを添付

(3) 米穀の出荷・販売実績（生産実績数量）の確認書類

生産した翌年の3月31日までの主食用米の出荷・販売実績を確認できる次の書類を提出してください。なお、確認書類及びその根拠となる書類は、決して捨てずに、**交付申請を行った年度の翌年度から5年間大切に保管**してください。

- ① 主食用として出荷・販売した数量を確認できる書類（「主食用」と明記した販売伝票等）
- ② 1.70mm以上のふるい目で調製したことが確認できる書類（その旨明記された販売伝票・検査結果通知書）
- ③ 水分含有率16.0%以下（醸造用玄米は15.0%）の米穀を販売したことが確認できる書類（その旨明記された販売伝票・検査結果通知書）
- ④ 産地、品種（兵庫県のみ）、産年が確認できる書類（種子の購入伝票（兵庫県のみ）、栽培記録、販売伝票、検査結果通知書）

なお、次のいずれかに該当する農産物検査結果通知書を提出する場合は、②～④を省略可能

- ・ 農産物検査で3等以上に格付けされたもの
- ・ 水稻うるち玄米の機械鑑定による場合、「死米の測定値20%以下、死米と砕粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率16.0%以下」の全ての規格を満たすもの

(4) 麦、大豆等の出荷・販売実績（生産実績数量）の確認書類は、ゲタ対策の数量払と同じです。

(参考) 直接販売した米穀の証明書類について、枚数が著しく多い場合は、その旨を申し出ることにより確認書類の添付を省略することができます。詳しくは地域農業再生協議会や近畿農政局各府県拠点へお問い合わせください。

第7章 交付申請書(様式第1号A:おもて面)の記入例

記入欄に既に印字されている場合は内容を確認し、訂正箇所は二重線で削除のうえ、周囲の見やすい部分に訂正後の内容を記入してください。訂正印等は不要です。

【登録済の振込口座】

- (1) 初めて交付金の申請をする方(新規に✓)、交付金の振込口座を変更する方(変更ありに✓)は、**振込口座の通帳表紙裏ページの写し等の口座情報が確認できる書類**を提出してください。
- (2) ブロックローテーション等、地域の営農上の理由で交付金を本人名義以外の口座で受領する必要がある方は、「経営所得安定対策等交付金の受領に係る委任状」(様式第3号)と、理由を証する書類(①ブロックローテーションや産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進などの内容、②それに参加する農家名、③農業者間調整の状況など)を提出してください。なお、前年度までに委任状を提出している方は、代理人を変更する場合のみ委任状を提出してください。

様式第1号A **経営所得安定対策等交付金交付申請書** 令和8年産

農林水産大臣 殿
「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

フリガナ	ノウジクミアイホウジン キンキノウサン	申請年月日	○年 ○月 ○日
氏名又は法人・組織名	農事組合法人 近畿農産	生年月日	○年 ○月 ○日
フリガナ	キンキ アキラ	経営形態	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集落営農 <input checked="" type="checkbox"/> 法人
代表者氏名(法人・組織のみ)	近畿 あきら	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
住所	(〒 123 - 4567) ○○県○○市○○町1-2-3	認定状況	<input checked="" type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> ゲタ・ナラシ対象集落営農 <input type="checkbox"/> 認定なし ※ゲタ・ナラシに申請される場合は、いずれかに認定されているか、認定されることが確実であることが必要です。
登録済の振込口座	<input checked="" type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更あり	電話番号	※連絡のとれる電話番号を記入してください。(携帯可) 0 9 0 - 1 2 3 4 - 5 6 7 8

【生年月日】電話でお問い合わせをいただいた際に本人確認のため使用しますので、必ず記入してください。法人・組織においては、代表者の生年月日を記入してください。

【電話番号】申請内容等について照会することがありますので、固定電話でも構いませんが、できれば携帯電話の電話番号を記入してください。

【環境と調和のとれた農業生産の実施状況】
R7年度から全申請者が対象です。
本パンフレット14～15ページ「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」をご確認いただき、「過去1年及び今後1年の間、農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産を実施」できる場合はチェックを入れてください。**チェックがない場合、本交付金の申請はできません。**

② 交付申請内容(本年産の交付金及び事業の各項目の申請「する」又は「しない」の口)に✓してください。
※ゲタ・ナラシを申請する方は、裏面(様式第1号B)にも記載欄があります。

交付金名	畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請		収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の申請	
本年産の申請	<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない	<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない
前年産の申請状況	有		無	

※ゲタ対策の申請には、数量払と面積払の両方が含まれています。
※既に収入保険に加入している個人又は法人は、本年産のナラシの申請はできません。

事業名	水田活用直接支払交付金の申請		
本年産の申請	<input checked="" type="checkbox"/> する	<input checked="" type="checkbox"/> 水田活用の直接支払交付金 <input type="checkbox"/> コメ新市場開拓等促進事業 <input type="checkbox"/> 畑作物産地形成促進事業 <input type="checkbox"/> 畑地化促進事業	<input type="checkbox"/> しない
前年産の申請状況	有		

※前年産の申請状況は参考です。

③ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況
(様式第1号の参考「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」をご確認の上、口)に✓してください。)

過去1年(新規申請者除く)及び今後1年の間、農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産を実施。

【個人情報の取扱い】
訂正手続きや書類の提出が軽減されますので、本パンフレット16ページ「個人情報の取扱い」をお読みのうえ、**同意**をお願いします。

④ 個人情報の取扱い(様式第1号別添1「個人情報の取扱い」をご確認の上、口)に✓してください。)

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて、同意する。

第8章 交付申請書(様式第1号B:うら面)の記入例

B面はゲタ・ナラシ対策の申請者のみ記入してください。

⑤【ゲタ・ナラシ申請者全員】確認事項 **チェックがない場合、ゲタ・ナラシの申請はできません。**

「農地の有効利用」農業委員会からの「農地法第36条第1項の規定による勧告に係る農地」がなければ✓してください。また、「営農開始・法人等設立からの期間」の該当する方に✓してください。

⑤【個人・法人】確認事項

収入保険加入状況と前年の税務申告について✓を入れてください。

⑤【集落営農】確認事項

構成員の収入保険加入状況と、組織としての前年の税務申告について✓を入れてください。

⑤ ゲタ・ナラシ申請者各種確認事項(ゲタ・ナラシ申請者が記載)

農地の有効利用の実施状況 ※確認して✓	<input checked="" type="checkbox"/> 現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。
営農開始・法人等設立からの期間 ※いずれかに✓	<input checked="" type="checkbox"/> 2年以上 <input type="checkbox"/> 2年未満

【個人又は法人が記載】 ※該当に✓

収入保険の加入状況	<input checked="" type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 加入していない
前年の税務申告の状況	<input type="checkbox"/> 白色申告 <input checked="" type="checkbox"/> 青色申告

【集落営農が記載】 ※該当に✓

収入保険に加入している構成員の有無 (「有」の場合、当該構成員の人数)	<input type="checkbox"/> 有 () 人 <input type="checkbox"/> 無
前年の税務申告の状況 (組織としての状況を記載)	<input type="checkbox"/> 各構成員が申告 (組織として申告なし) <input type="checkbox"/> 青色申告 <input type="checkbox"/> 白色申告

※営農開始・法人設立からの期間及び前年の税務申告の状況は、ゲタ対策における交付単価の決定及びナラシ対策をはじめとする経営所得安定対策等の将来的な在り方を検討するための重要な情報です。

◆畑作物の直接支払交付金(ゲタ)

⑥ ゲタの申請作物 ※該当に✓

本年産のゲタについて、申請作物を以下のとおり申し出ます。なお、生産予定面積は様式第2号(営農計画書)に記載した該当作物の合計です。
※以下はゲタの対象となりませんのでご注意ください。
種子用の麦・大豆・そば、麦芽原料用麦(ビール用麦等)、黒大豆、食用植物油脂用以外のなたね

対象畑作物		作付けの有無	作付け「あり」の場合 面積払の 収穫後交付を希望
麦	小麦	春まき <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> する
		秋まき <input checked="" type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> する
	二条大麦 <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> する	
	六条大麦 <input checked="" type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> する	
	はだか麦 <input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> する	
大豆	<input checked="" type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> する	
そば	<input checked="" type="checkbox"/> あり	<input checked="" type="checkbox"/> する	
なたね	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> する	
てん菜	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> する	
でん粉原料用 ばれいしょ	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> する	

※「面積払の収穫後交付を希望」欄は、数量払の交付申請後(収穫量確定後)に面積払を希望する場合、該当作物の「する」に✓してください。

⑦ ゲタ対策数量払の単価選択 ※いずれかに✓

本年6月末時点の状況を基に、以下の単価で申請します。

<input type="checkbox"/> 免税事業者向け単価	<input checked="" type="checkbox"/> 課税事業者向け単価 (免税事業者向け単価以外)
------------------------------------	--

※免税事業者向け単価を申請する方は、2年前(2期前)の確定申告書等の提出が必要です。

◆収入減少影響緩和交付金(ナラシ)

⑧ ナラシの積立て申出

本年産のナラシについて、本年8月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象作物ごとの生産予定面積を以下のとおり申し出ます。

<記載例> 滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山の方

対象作物	地域等区分	生産予定面積
米穀		8,025 m ²
秋期には種する小麦		7,025 m ²
六条大麦		4,222 m ²
大豆		5,000 m ²

<記載例> 兵庫の方

対象作物	地域等区分	生産予定面積
米穀	醸造用玄米以外	8,025 m ²
米穀	醸造用玄米	7,025 m ²
秋期には種する小麦		7,025 m ²
六条大麦		4,222 m ²
大豆		5,000 m ²

※対象作物ごと、地域等区分(地域別・銘柄別)ごとの生産予定面積を記載してください。
※ナラシの対象作物について収入保険に加入している構成員のいる集落営農は、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記載してください。

⑨ ナラシ積立金の積立コースの意向選択

※いずれかに✓

以下の減収に対応した積立金を納付予定です。

<input type="checkbox"/> 10%	<input checked="" type="checkbox"/> 20%
------------------------------	---

⑥ゲタの申請作物

・交付対象の作付面積があるものに必ず✓してください。

・作付けの有無「あり」に✓した作物のうち、例えば以下に該当する場合は「面積払の収穫後交付を希望」「する」に✓してください。

(1) 収穫量の確定後に面積払の交付を受けたい場合

(2) 前年度に理由書を提出したが、面積払の交付対象外と判断された場合

(3) 前年度に改善指導を受けた場合

⑧ナラシの積立て申出

・本年に生産を予定している米穀・秋期には種する小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦・大豆について、その生産予定面積をそれぞれm²単位で記入してください。

(1) 滋賀県、京都府、大阪府、奈良県及び和歌山県の方は地域等区分欄を空欄又は府県名としてください(記載例は上段参照)

(2) 兵庫県の方は米穀の地域等区分欄に醸造用玄米(山田錦、愛山、新山田穂1号、山田穂、兵庫恋錦)が醸造用玄米以外と記入してください(記載例は下段参照)

⑦ゲタ数量払の単価選択

ゲタの申請をする方は、どちらの交付単価を申請するか✓のうえ、免税事業者向け単価を申請する場合は証拠書類を添付してください。

インボイス登録事業者は課税事業者向け単価に✓してください。

⑨ナラシ積立金の積立コースの意向選択

現在予定しているコースに✓してください。

この選択は後から変更できます。

納付期限は令和8年8月31日(月)【厳守】です。

余裕をもった早めのご入金をお願いします。

<付録> 本パンフレットに添付している様式一覧

12 頁	様式第 1 号	交付申請の内容（詳細）
13 頁	様式第 1 号別紙	経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項
14 頁	様式第 1 号の参考	環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート
15 頁	様式第 1 号別添 3	環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート ＜各取組項目の解説＞
16 頁	様式第 1 号別添 1	個人情報の取扱い
17 頁	様式第 1 号別添 2	安全な農作業の実施に係る確認事項

以上の各書類には、加入申請にあたっての大変重要な事項が記載されています。必ずご確認ください。また、誓約事項等を遵守いただける場合は、交付申請書等の提出をお願いいたします。

18 頁	様式第 10-11 号	収入減少影響緩和交付金の積立て申出に係る米穀の出荷・販売 契約数量等報告書
------	-------------	--

令和 8 年産のナラシ対策に初めて加入申請をされる方のうち、米穀を生産予定の場合は、本パンフレット 18 ページの様式に必要事項を記入して、様式第 1 号 A・B と併せて、定められた期日までに地域農業再生協議会等へ提出をお願いします。

19・20 頁 様式第 1 号 A・B 経営所得安定対策等交付金交付申請書

住所、氏名等が印字された「様式第 1 号 A・B 経営所得安定対策等交付金交付申請書」が同封されている方は、記載内容に修正等がないか確認の上、必要事項を記入して定められた期日までに地域農業再生協議会等へ提出してください。

初めて交付金の申請をする方は、本パンフレット 9～10 ページの様式第 1 号記入例をご参照いただき、19～20 ページを切り取り、必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて、定められた期日までに地域農業再生協議会等へ提出をお願いします。

(参考 1) 初めて交付金の申請をする方、交付金の振込口座を変更する方は、振込口座の通帳表紙裏ページの写し等の口座情報が確認できる書類を提出してください。

(参考 2) 水稻生産実施計画書兼営農計画書（様式第 2 号）については、当該様式のほか、経営所得安定対策等の運営に必要な情報が把握できるものであれば、水稻共済細目書異動申告票との一体化様式等を使用することができます。

交付申請の内容(詳細)

(1) 水田活用直接支払交付金

水田活用直接支払交付金の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第2の1の(7)、Ⅳの第2の2の(8)の⑥のエ、Ⅳの第2の3の(8)の⑥のエ及びⅣの第2の4の(6)の規定に基づき、地域農業再生協議会が営農計画書を基に確認した水田における主食用米以外の作付面積により算定された交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

(2) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)

① 面積払

面積払の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第1の1の(2)の③のオの(イ)の規定に基づき、交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

② 数量払

数量払の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第1の1の(2)の②のアの(エ)の規定に基づき、対象畑作物の品質区分別生産量が確定した時点で、別途、数量払交付申請書を提出します。

(注) 数量払による交付金の交付を受けるためには、別途、品質区分別生産量を記載した「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書」(様式第9-1号)に、確認書類(出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し、農産物検査結果通知書の写し、品位等区分の確認の結果を証明した書類の写しなど)を添付して、地方農政局等に提出を行うことが必要になります。

(3) 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)

収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第1の1の(3)の②のアの規定に基づき、8月31日までに、地方農政局等から通知される当年積立額を積立金管理者が指定する口座に納付します。

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

- 1 経営所得安定対策等の交付金に関する申請書、報告書の写し、出荷・販売に関する契約書及び販売伝票等の関係書類の提出や、経営所得安定対策等立入調査実施要領（令和4年3月25日付け3農産第3569号農林水産省農産局長通知）に基づく立入調査において、地方農政局等から求められた質問への回答や物件の提出等には、交付金を受給している限り、それに応じます。

また、営農計画書に記載した対象作物について、は種、肥培管理、収穫、品位調製、出荷等の各段階において、サンプル採取や関係書類の提出を地方農政局等から求められた場合には、そのことが無通告であってもそれに応じます。

（なお、地方農政局等は、上記の場合において、当該対象作物の所有権が出荷先等に既に移転している場合においては、所有権の一部合意解除により、サンプルを確保することがあります。）

- 2 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類について、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。

- 3 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。

（この際、関係する交付金のみならず、申請している全ての交付金の返還、不交付に該当する場合もあるので、十分に注意願います。）

(1) 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合

(2) 正当な理由なく、営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていないことが判明した場合

(3) 営農計画書に記載した交付対象作物について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていないことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他経営所得安定対策等の交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合

(4) 必要書類が保管されていないため、交付金の交付要件を満たすことが確認できない場合や、必要書類が保管されていたとしても提出を拒む場合

(5) 地方農政局等による「経営所得安定対策等立入調査」に応じない場合、また、同調査において、虚偽の回答等を行った場合

- 4 交付申請書等の関係書類について、本要綱で定められた提出期限までに提出をしなかった場合は、原則として、交付金が交付されないことに異存ありません。

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート

1	<p>土づくりの励行</p> <p>堆肥等の有機物の施用等による土づくりを励行しました。</p>
2	<p>適切で効果的・効率的な施肥</p> <p>作物特性や都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行いました。</p>
3	<p>効果的・効率的で適正な防除</p> <p>病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行しました。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行いました。</p>
4	<p>廃棄物の抑制と適正な処理・利用</p> <p>作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物について、その削減に努めるとともに関係法令に基づき適正な処理を行いました。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努めました。</p>
5	<p>エネルギーの節減</p> <p>省エネルギーを意識し、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努めました。</p>
6	<p>新たな知見・情報の収集</p> <p>作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努めました。</p>
7	<p>生産に係る情報の保存</p> <p>生産活動の内容が確認できるよう、肥料、農薬の保管・使用状況及び農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況に係る記録を保存しました。</p>
8	<p>安全な農作業の実施</p> <p>農機・車両の適切な整備・管理を行い、安全な農作業の実施に努めました。</p>

チェック欄

過去1年間の農業生産の実施状況について、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）の趣旨を理解し、関係法令を遵守して、以上の取組を実践しました。

- ① 農業者自らが実施状況を点検してください。
- ② 都道府県が、点検シートと同等以上の内容を含む様式を独自に定めている場合において、その様式を用いて農業者が既に同様に点検を適切に行っているときは、その様式の提出をもって、本チェック欄への✓に代えることができます。

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート<各取組項目の解説>

「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」の各項目について、取り組んでいただく内容や環境負荷低減効果について解説します。

農林水産省の全ての補助事業等において、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践が要件化されることとなりました(みどりチェック)。経営所得安定対策等交付金に申請する場合についてもチェックが必要となります。

1 土づくりの励行

堆肥や有機質肥料、緑肥等を活用することや、作物残さ等をすき込むことを励行し、化学肥料の生産・流通由来の温室効果ガスの排出削減や施肥コストの削減につながります。

2 適切で効果的・効率的な施肥

作物の生育状況や前作の収量、都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に基づく施肥設計を励行し、必要な時期に、必要な量だけ施肥を行うことで、栄養分の流出や温室効果ガスの排出の削減とともに、施肥のコスト削減につながります。

3 効果的・効率的で適正な防除

病害虫の発生源となる雑草や作物残さ等の除去、健全種苗の使用、土壌の排水性の改善、適正な栽培密度での管理、抵抗性品種の導入、発生予察情報や病害虫の発生状況を基にした防除の要否判断、防虫ネット・粘着シートなどの物理的防除、ローテーションでの農薬散布など、様々な手法を組み合わせるよう励行することで、病害虫の薬剤抵抗性の防止や防除のコスト削減につながります。

また、農薬についてラベルに記載されている適用作物、使用法を確認し、周りに影響の少ない天候や時間帯を選択して散布を行うほか、散布時に防除衣や保護具を着用することで、農場外への飛散・流出による農場など周辺環境の生物への悪影響の防止につながります。

4 廃棄物の抑制と適正な処理・利用

農業生産活動に伴い発生するプラスチック製等の廃棄物については、産業廃棄物として適正に処分すること、リサイクル率の向上のために分別と異物除去に努めることなどにより、温室効果ガスの排出や栄養分の流出を削減するとともに、処理コストの低減につながります。

また、作物残さ等については放置すると臭いの発生や有害鳥獣の誘因につながることに留意しましょう。また、すき込みによる土づくりなどを行う際に、有機物に由来する肥料成分の供給を勘案して、過剰施用とならないような施肥設計に留意することで、適正な施肥につながります。

5 エネルギーの節減

不要な照明のこまめな消灯、必要以上の加温・保温の防止、アイドリングストップ等を行い、不必要・非効率なエネルギー消費を防止するよう努めることで、温室効果ガスの排出を削減するとともに、エネルギーコストを低減します。

6 新たな知見・情報の収集

みどりの食料システム戦略等の理解を通して、農業の環境負荷低減に関連する基本的な取組や技術に係る知見を収集するとともに、自らの経営に関連する環境関連法令を確認することで、環境と調和のとれた持続的な農業経営に向けた意識向上につながります。

7 生産に係る情報の保存

肥料の保管場所の定期的な清掃、直射日光や雨のあたらない場所での保管、農薬の施錠可能な保管庫への保管を行うとともに、肥料・農薬の使用状況の記録・保存を励行することで、適正な施肥・防除や次期作に向けた化学肥料・化学農薬の使用量低減につながります。また、農場内での電気や燃料等の使用状況について、伝票保存や帳簿への記録などにより把握することで、不必要・非効率なエネルギー消費の防止につながります。

8 安全な農作業の実施

農業機械の日常点検・定期点検、整備の実施や機械の清掃や作業を行わない場合には動力を切る等、農業機械の適切な管理に努めること、農作業安全に関する研修の受講、また、日頃から作業手順や危険箇所の確認・共有・改善を心がけることにより、安全な作業環境の確保につながります。

個人情報の取扱い

農林水産省、内閣府沖縄総合事務局（以下「農林水産省等」といいます。）及び地域農業再生協議会（以下「協議会」といいます。）は、交付申請者から提出があった申請書等に記載された個人情報を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、経営所得安定対策等交付金の交付に係る事務及び制度の改善等のために利用します。

なお、交付金の円滑な交付のために、農林水産省等及び協議会が交付申請者の同意を得た上で交付申請書及び営農計画書等の内容を訂正することがあります。

以下に記載された「経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて」をよくご確認の上、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄に✓をつけてください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省等及び協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注 1）に係る交付金の交付等に当たり、申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を交付申請者に係る次の関係機関等（注 2）に必要最小限の範囲内において提供又は確認する場合があります。

また、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、米穀流通監視業務の調査、不測時における食料供給確保に係る業務等を行うために、本申請書等に記載された内容を農林水産省等、都道府県及び市町村並びに協議会で必要最小限の範囲内において利用する場合があります。

なお、当該個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策交付金の交付事務等の手続において、申請書等の記載内容の訂正が必要となった際でも、農林水産省等が関係機関に申請書等の内容について照会し、交付申請者に代わって訂正を行うなど交付申請者の負担が軽減されるほか、交付申請者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、事務手続が簡素化されます。

事業等 (注 1)	農業共済事業、農業経営収入保険事業、最適土地利用総合対策、環境保全型農業直接支払交付金、農地集積・集約化等対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金、農家負担金軽減支援対策事業、飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業、農業者年金事業、農業経営基盤強化準備金制度、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画に関する取組 等
機関等 (注 2)	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、登録検査機関、都道府県種子協会、農業共済組合連合会、農業共済組合等、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区 等

安全な農作業の実施に係る確認事項

- 1 乗用型トラクターの転倒・転落に備え、安全キャブ又は安全フレームが付いているものを使用し、シートベルトを着用していますか。また、安全フレームは立てた状態で使用していますか。
- 2 ほ場以外の場所では、左右のブレーキを連結していますか。（乗用型トラクター）
- 3 ほ場までの移動経路のうち、転倒・転落のおそれのある箇所を確認していますか。（農業機械全般）
- 4 ほ場周りやほ場への進入路について、安全に移動・出入りできる状態になっているか確認し、必要に応じて整備していますか。（農業機械全般）
- 5 駐車は平坦な場所で行い、駐車ブレーキをかけエンジンを切っていますか。やむを得ず坂道で駐車する場合は、車止めを使用していますか。（農業機械全般）
- 6 P T O軸にはカバーを装着し、回転部分が見えないようにしていますか。また、詰まりの除去など、作業機の回転部に近づく時は、エンジンを切っていますか。（乗用型トラクター）
- 7 歩行型トラクターをバックで使用する時は、背後に挟まれるおそれのある立木、ハウスの壁・骨組やつまずくおそれのある障害物が無いことを作業前に確認していますか。
- 8 デッドマン式クラッチや緊急停止装置、挟圧防止装置など、歩行型トラクターの安全装置について理解し、使用する機械への搭載の有無を確認していますか。
- 9 熱中症予防のため、暑い日に農作業を行う時は、こまめに日陰の比較的涼しい場所で休憩し、水分・塩分を補給していますか。また、なるべく二人以上で作業する、携帯電話を持ち歩くなど、周囲に連絡できるような状態にしていますか。

